

情報公開制度における「権利の濫用」の状況に関する調査結果

1 調査の対象

○各府省庁情報公開担当部局（32）

内閣法制局、行政改革推進本部（行政改革推進本部事務局、国家公務員制度改革推進本部事務局）、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、最高検察庁、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、社会保険庁、農林水産省、経済産業省、特許庁、国土交通省、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省、会計検査院

○都道府県情報公開担当部局（47）

2 調査の方法・調査期間

郵送により調査を実施（平成 21 年 10 月 27 日～11 月 13 日）

3 調査結果の概要

（開示請求の審査基準について：質問 1・2）

- 開示請求が権利の濫用等に当たるか否かの審査基準を定めている府省庁及び都道府県は、20 団体である。
- 審査基準における開示請求が権利の濫用等と認められる場合の例示としては、「行政機関の事務を混乱又は停滞させることを目的とする開示請求」が最も多い（10 団体）。

（不開示又は請求却下の事例について：質問 3・4）

- 権利の濫用と認められる場合として開示請求に対し不開示決定又は請求を却下した事例については、以下の回答があった。
 - ・課室が保有する全ての行政文書に係る開示請求
 - ・開示請求者自身が過去に開示請求した行政文書と同一の行政文書に係る開示請求
- 開示請求に係る行政文書を違法・不当な行為に使用することを目的とする開示請求を権利の濫用と認められるとして不開示決定又は請求を却下した事例については、該当事例がなかった。

（異議申立て又は取消訴訟の事例について：質問 5～7）

- 開示請求者からの異議申立てに対して、情報公開・個人情報保護審査会に諮問した結果、ほとんどの答申が処分庁の決定を支持している。
- 情報公開・個人情報保護審査会において、開示請求者の行為が不適切の場合でも、行政機関に対する影響が小さい場合には、権利の濫用とは認められないとして実施機関に差戻した事例がある。

質問 1 府省庁又は都道府県において、情報公開法又は情報公開条例に係る開示請求が、権利の濫用等に当たるか否かの審査基準（訓令、運用基準及び指針等を含む。以下同じ。）を定めていますか。

回答（団体数）

	府省庁	都道府県
①定めている	10	10
②定めていない	22	37

質問 2 質問 1 で①審査基準を定めていると回答された方に質問いたします。

審査基準において、権利の濫用等と認められる場合の例示はされていますか。例示されている場合、その内容はどのようなものですか。（重複回答可）

回答（団体数）

	府省庁	都道府県
①例示していない	9	1
②行政機関の事務を混乱又は停滞させることを目的とする開示請求について、例示している	1	9
③開示請求に係る行政文書を違法・不当な行為に使用することを目的とする開示請求について、例示している	0	1
④その他	0	1

（④その他の内容）

開示決定を受けたとしても閲覧するつもりがないような開示請求等開示請求権の本来の目的を逸脱し、明らかな害意が認められる開示請求

質問 3 情報公開法又は情報公開条例に係る開示請求について、権利の濫用等を理由として、不開示決定としたことはありますか。行政文書の保存期間が過ぎているものについては、把握できる範囲でご回答ください。

回答（団体数）

	府省庁	都道府県
①ある	2	9（請求却下含む。）
②ない	30	38

質問4 質問3で①不開示決定としたことがあると回答された方に質問いたします。

行政文書開示請求書に記載された請求する行政文書の名称等及び不開示決定通知書に記載された不開示の理由について回答してください。

回答

(府省庁)

	請求する行政文書 (要旨)	不開示の理由 (要旨)
①	平成 11 年度一般会計証明書類 当該府省庁関係のものすべて (既に請求済みの分を除く) [取消訴訟において係争中]	行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」の記載内容では、行政文書の特定が不十分であると認められるため不開示とした。なお、複数回にわたり行政文書を特定することができるよう補正を求めたが、指定した期限までに補正されなかったものである。本件開示請求については、対象となる行政文書が著しく大量であって、請求に応じた場合、業務に支障を及ぼし、引いては国民一般に不利益をもたらすこと、及びその態様は開示請求権の本来の目的を著しく逸脱していることから、社会通念上妥当と認められる範囲を超えており、権利の濫用と認められるため不開示とした。
②	開示請求書に対する文書一式 (協議文書、照会を含む H19 年度) [取消訴訟において全部不開示が確定]	本件開示請求に対し、行政庁が文書特定に向けた再三にわたる真しな対応を行っているにもかかわらず、請求対象の範囲を明確にすることに対し非協力的な態度を明らかに示すなど、開示請求者の一連の対応から判断すると本請求は、行政機関の業務を混乱・停滞させることが目的であると考えるのが相当であり、権利濫用に関する一般法理を適用した。

(都道府県)

	請求する行政文書 (要旨)	不開示の理由 (要旨)
①	県が保有する書籍を配布した各課室所の現物及び未配布で保管しているものの現物 [異議申立て・取消訴訟なし]	情報公開条例に規定する適正な請求と認められない不適切な請求であり、開示請求権の本来の目的を著しく逸脱し、権利の濫用であると認められるため
②	特定の課に係る特定の年度のすべての文書 [異議申立て・取消訴訟なし]	開示の対象となる行政文書の範囲が広すぎ、かつ、余りにも大量となるため、請求趣旨に関する口頭の説明を踏まえ、行政文書の特定するよう依頼したが、応じなかった。

		本件請求の対象となる行政文書は、仮に条例上の開示請求に基づくとしても、著しく大量であり、本件請求に応じることによる通常業務への影響は多大であり、また、過去の請求事例などと比較すると、適正な権利の行使に当たらないと判断される。
③	県が保有する昭和 27 年以降の宗教法人に関する資料の全部 異議申立てにおいて請求却下が確定	具体的にどのような文書を示すのか不明確であり、文書の特定を求めたが期日までに補正がなかった。したがって、情報公開条例に規定する公文書を特定するために必要な事項が請求書に記載されていないため不適法な公文書の公開請求に該当する。
④	特定の課室が特定の日に作成、送付、受領した文書及びメールのすべて（最大 9 ヶ月間毎日連続的に請求） 異議申立て・取消訴訟なし	本件一連の開示請求は、実施機関に対して、進行中の業務全般を処理しながら、進行中の業務全般に対する開示請求を求める性格のものであり、業務阻害性の強い請求と言わざるを得ず、条例の趣旨・目的を逸脱した開示請求である。
⑤	特定の部署において保有している特定の法律の施行に関する起案文書すべて（平成 9 年以降に作成したもの） 異議申立てにおいて請求却下が確定	請求の範囲が特定の部署が保有する起案文書の大多数を占めるものであり、文書の特定が困難で、補正を求める余地がない。
⑥	特定の部署において保管する 3 年度分のすべての契約書、すべての収支実績及びそれを裏付ける領収証等を含む文書 異議申立てにおいて全部不開示が確定	事務処理を停滞・混乱させる意図をもったものと認められ、情報公開条例の目的及び適正請求等の規定の趣旨を逸脱した行政文書開示請求権の濫用にあたりと判断する。
⑦	すべての実施機関を対象とした特定の年月に実施した行為に関する公文書すべて 異議申立てにおいて全部不開示が確定	すべての実施機関を対象とし、対象公文書枚数も膨大なものとなっている。また、請求者はほぼ連日公開請求を行っており、県行政を混乱させ、麻痺させることが目的であるとの言動を行っている。これらのことから、本件請求は、行政を混乱・麻痺させること等が目的であり、公文書公開請求権の濫用である。

⑧	<p>特定の部署の勤務計画、時間外勤務、休日勤務等の実績等</p> <p>異議申立てにおいて、実施機関に差戻し。差戻し後の実施機関は、原則として、全部開示。</p>	<p>一連の請求は、請求人が特定の部署の事務遂行能力を減殺することを目的とした害意ある請求であることは明らかである。</p>
⑨	<p>開示請求者自身が過去に開示請求した行政文書と同一の行政文書</p> <p>異議申立て・取消訴訟なし</p>	<p>本件請求は、以前、開示・非開示の決定が行われたものについて再度の開示を求めるものであるが、それぞれ前回の決定から間がなく、請求者は当該決定及び開示された公文書の内容を承知しており、社会的情勢や特段の事情の変化がないにもかかわらず、再度の開示を求めるものであること、これに応じることとした場合、通常の事務に支障が生じ、一般住民が被る不利益を無視できないことから、適正な請求とは認められない。</p>
⑩	<p>請求時に請求者が写しを所持していた文書</p> <p>異議申立て・取消訴訟なし</p>	<p>情報提供した文書と同じ行政文書を公開請求の対象としており、本件請求時に請求者は公開請求対象行政文書の写しを所持していたことから、権利を正当に行使したものとはいえない。</p>
⑪	<p>以前開示請求がなされ、今後、公開決定等がなされる行政文書と同一の文書</p> <p>異議申立てにおいて、請求却下が確定</p>	<p>今後、公開決定等がなされる行政文書にすべて含まれており、本公開請求に対して公開決定等を行う実益がない。</p>

質問5 質問3で①不開示決定としたことがある場合に、当該決定に係る開示請求者から行政不服審査法による異議申立て又は行政事件訴訟法による取消訴訟が行われましたか。

回答（団体数）

	府省庁	都道府県
①ある	2	5
②ない	0	4

質問 6 当該決定に係る開示請求者から行政不服審査法による異議申立てが行われた場合、処分庁は、どのような判断を下しましたか。

回答（団体数）

	府省庁	都道府県
①全部開示	0	1
②一部開示	0	1
③全部不開示	1	5
④係争中	0	0

質問 7 当該決定に係る開示請求者から行政事件訴訟法による取消訴訟が行われた場合、裁判所はどのような判断を下しましたか。

回答（団体数）

	府省庁	都道府県
①全部開示	0	0
②一部開示	0	0
③全部不開示	1	0
④係争中	1	0